

令和8年10月1日
申請手数料を改定しました
14,600円 → 16,600円

麻薬卸売業者免許の継続申請について

(1) 提出期間

令和8年10月1日(木)～令和8年11月2日(月)

(2) 対象者

令和8年12月31日で免許の有効期間が満了する、免許番号が「4」で始まる(例：4135999)免許証をお持ちの方のみが、今回の申請の対象です。

(3) 申請に必要な書類

ア 申請書 (別記第1号様式)

申請書は県薬務課ホームページ「麻薬取扱者免許の継続申請手続きについて」からダウンロードできます。

神奈川県 麻薬免許 継続 



イ 医師の診断書

申請者の「精神機能の障害」、「麻薬中毒又は覚醒剤の中毒」について医師が診断したもので原本又は写し。麻薬に関する業務を行う役員全員分が必要です。なお、株式会社(特例有限会社を含む)の代表取締役は全員業務を行う役員に該当するため必須です。

※診断書の有効期限は、1か月です

※写しの場合は申請窓口で原本と相違ない旨を口頭確認します。原本は廃棄せずに保管しておいてください

ウ 医薬品販売業許可証

申請窓口で原本または写しを提示してください。

エ 麻薬貯蔵設備の構造を記載した書面

オ その他の添付書類

業務を行う役員の範囲を示す書面として、業務分掌表(組織及び業務分掌を明示した図表に、代表者の記名により事実と相違ない旨が記載された書面)または、登記事項証明書(原本又は写し)のいずれか。

※登記事項証明書を添付する際に、麻薬に係る業務を行う役員が限定される場合は、業務分掌表も提出してください

※業務分掌表には、作成日の記載が必要です。また、「麻薬業務を行う役員である」ことも明記してください

※写しの場合は申請窓口で原本と相違ない旨を口頭確認します。原本は廃棄せずに保管しておいてください

(4) 申請にあたっての注意事項

- ア いずれの書類も消せるペンによる記入は無効です。
- イ 原則として申請書記載の内容で免許証を作成しますので、申請書の誤記載などで免許証に誤りがあった場合は、記載事項変更届を提出していただきます。
- ウ 継続申請時点で、現免許の内容と相違がある方は記載事項変更届を届け出る必要があります。この場合は、記載事項変更届の欄外に「継続申請済み」と朱書きしてください。
- ※行政区画の変更等の理由により住居表示が変更された場合は、記載事項変更届は不要ですが、申請書の欄外に「住居表示変更」と朱書きしてください。
- エ 継続申請後に記載事項変更および役員の変更予定がある場合は、継続申請時に各申請窓口にご相談ください。
- オ 医師の診断書について、診断した医師の所属する病院又は診療所等の名称・所在地の記載漏れがないことをご確認ください。

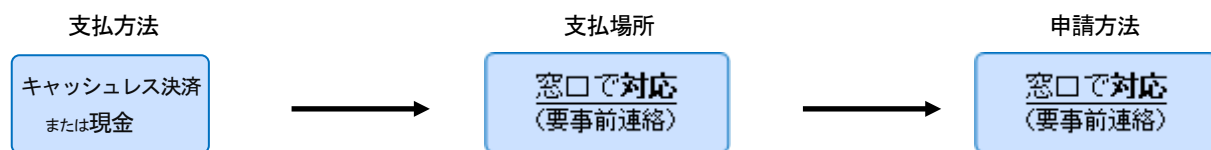
(5) 手数料・支払方法および申請方法

●手 数 料 16,600 円

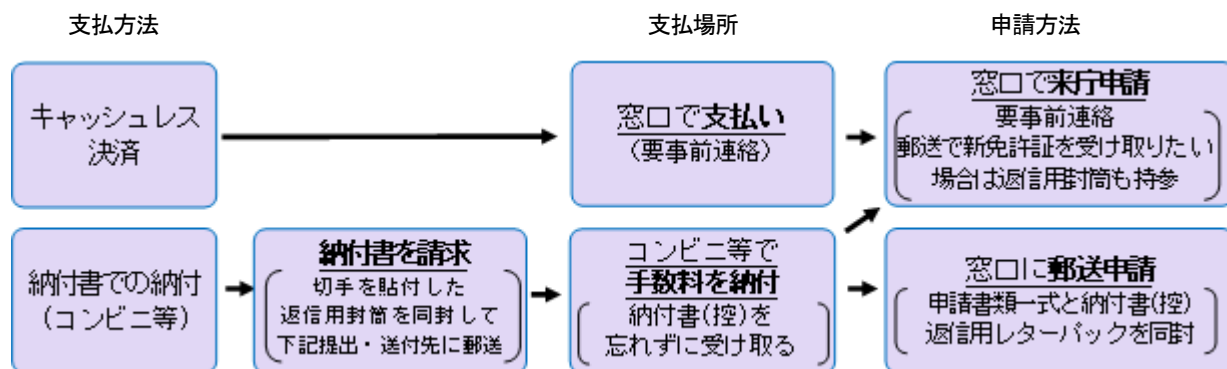
(9月中旬に予め納付した場合も10月1日からの申請受付となりますので、改定後の料金が適用されます)

●支払方法および申請方法

<麻薬業務所の所在地が下記「(6)申請(届出)窓口」①の場合>



<麻薬業務所の所在地が下記「(6)申請(届出)窓口」②の場合>



※令和8年10月1日に新規申請(14,600円→16,600円)、再交付(2,700円→3,200円)の手数料も改定しました

※窓口で郵送申請する場合は、郵便事故のないよう追跡可能な方法で送付してください。事故があった場合、当課は責任を負かねます

※納付書を請求する場合、返信用封筒サイズは定型長3号以上をお願いします

※新免許証送付用の返信封筒は、宛先を記入したレターパックプラス(赤) (レターパックライト(青)不可)を同封してください

(6) 申請（届出）窓口

対応時間等については、各窓口にご確認ください

業務所所在地		窓口		電話
①	平塚市、大磯町、二宮町	平塚保健福祉事務所	環境衛生課	0463-32-0130
	秦野市、伊勢原市	平塚保健福祉事務所 秦野センター		0463-82-1428
	鎌倉市、逗子市、葉山町	鎌倉保健福祉事務所		0467-24-3900
	三浦市	鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	生活衛生課	046-882-6811
	小田原市、箱根町、真鶴町、 湯河原町	小田原保健福祉事務所	環境衛生課	0465-32-8000
	南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町	小田原保健福祉事務所 足柄上センター	生活衛生課	0465-83-5111
	厚木市、海老名市、座間市、 愛川町、清川村	厚木保健福祉事務所	環境衛生課	046-224-1111
	大和市、綾瀬市	厚木保健福祉事務所 大和センター		046-261-2948
②	上記以外の市町村	県健康医療局生活衛生部	薬務課	045-210-4964

(7) 新免許証の交付と現免許証の返納について

＜麻薬業務所の所在地が「(6) 申請（届出）窓口」①の場合＞

令和9年1月4日(月)以降に、申請窓口で返納届及び現免許証と引き換えます。

＜麻薬業務所の所在地が「(6) 申請（届出）窓口」②の場合＞

令和9年1月4日(月)以降に新免許証を発送します。令和9年1月1日以降、1月15日までに返納届に現免許証を添付して、下記提出・送付先まで送付してください。控えが必要な場合は、返納届の写しと宛先を記載した返信封筒(切手貼付)を同封してください。

(麻薬業務所の所在地が「(6) 申請（届出）窓口」②の場合の提出・送付先)

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課 薬物対策グループ
麻薬免許担当

(問合せ先)

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課
薬物対策グループ

電話 045-210-4964 (直通)

